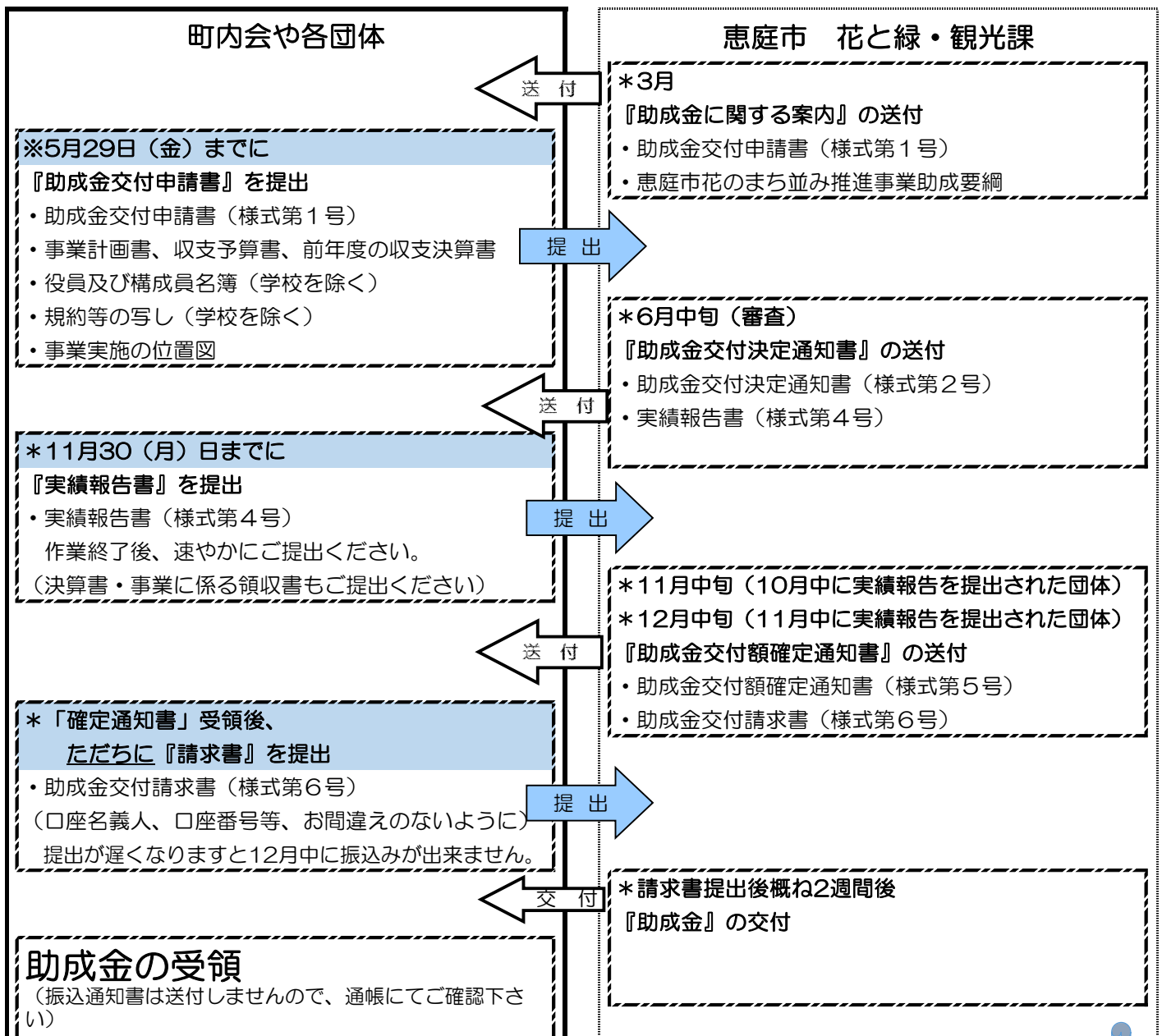


# 恵庭市花のまち並み推進事業助成金の手続きについて

令和8年度版

(目的)	美しいまちづくりのために自主的に取り組む事業の必要経費を助成し、花のまち並みづくりを推進する
(助成対象路線)	景観形成に資すると認められる道路又は河川整備区域内にある道路。(※概ね200m以上) ※花壇がある場合は、200m未満でも対象となることがありますので、相談願います。
(助成対象公園)	景観管理に資すると認められる公園。(花壇1面単位での申請)
(助成対象者)	町内会、商店会などの団体、学校
(助成対象経費)	花苗、緑化木、プランターなどの購入経費
(助成の額など)	助成対象経費の2分の1以内であって、年度につき40万円を限度とし、予算の範囲で決定 ※公園花壇の助成額は1面あたり2万円を限度とする。
(助成決定者の役割)	花苗・緑化木等の植栽、散乱ごみの収集、除草その他の清掃美化活動など
(例年の活用状況)	植樹帯・植樹樹において植栽活動するため、花苗購入費を申請している



- ・令和8年度より、請求書への押印が不要となりました。
- ・請求書の日付は確定通知書受領後の日付となります。受領前の日付を記入しないようお願い致します。